

2022年12月

新型コロナウイルス感染症による宿泊療養・自宅療養者に係る療養証明書について

(対象契約：2022年11月30日以前始期日契約)

メディカル少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、医療従事者や保健所の更なる負担軽減のため、療養証明書の発行を新たに求めない事務を実施しております。

国が定めた療養期間内の自宅療養や宿泊療養の場合、見舞金をご請求いただく際には、医療機関や保健所が発行する療養証明書を原則求めず、新型コロナウイルス感染症に罹患されたことが確認できる代替書類により柔軟にお取り扱いすることとしております。

なお、2022年12月1日以降始期日契約については、商品改定により新型コロナウイルス感染症罹患による通院、自宅療養、宿泊療養は補償対象外となります。

以上